

形質変更時要届出区域台帳

長崎市

整理番号	整-2022-1	指定年月日・指定番号	令和4年8月5日 形-23号	所在地	地番：長崎市丸尾町177番の一部	
調製・訂正年月日	令和4年8月5日調製、令和4年10月7日訂正、令和5年4月12日訂正					
形質変更時要届出区域の概況	電気機械器具製造業の用に供する土地				面積	700㎡
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨	/					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由	電気機械器具製造業の用に供する土地を、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地として単位区画3区画を、土壤汚染が存在するおそれが少ない土地として30m格子等5地点均等混合方式による12区画を選定し調査した。					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	区域の一部において基準不適合土壤の掘削による除去の措置が講じられた。					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨	/					
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態						
	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和4年7月28日	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準		応用地質(株)
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	令和5年2月8日	令和5年3月16日	掘削除去	三菱電機(株)電力システム製作所	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	セメント製造
					有・無	
					有・無	

